

第 65 回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告

令和 8 年 7 月 8 日
個人情報保護委員会

令和 8 年 6 月 16 日（火）及び 17 日（水）、第 65 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities : APPA）フォーラム¹が香港特別行政区において開催され、清水委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

1. フォーラム全体について

各国・地域における法制度・執行等の最新状況について報告が行われたほか、アジア太平洋地域におけるデータ保護法の執行手段及びこどものデータとプライバシー保護をテーマとした 2 つのパネルセッション並びに AI に関するラウンドテーブルディスカッションが行われた。また、APPA の各ワーキング・グループからの活動報告が行われたほか、G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルや世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : GPA）等における各取組状況が紹介された。

2. 当委員会からの発言等

(1) 各国・地域における制度・執行等に関する最新状況報告

清水委員より、個人情報保護法の 3 年ごと見直しに係る改正案について、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いによるリスクは増大しているという背景や、改正案の内容として、個人の権利利益の保護の強化、適正なデータ利活用の推進、こどもや顔特徴データ等に係るリスクに適切に対応した規律の導入などのポイントを中心に紹介した。

(2) パネルセッション「プライバシー法執行における実務：アジア太平洋地域における新たな動向、課題、戦略」への登壇

中湊専門委員がパネリストとして登壇。アジア太平洋地域におけるデータ保護法の執行手段は多様であり、各国・地域はそれぞれの法制度をベースにしなが、アプローチを模索している。本セッションでは、各国・地域の執行状況について、①多様な執行手段、②国境を越えた執行、③国際協力の 3 つの観点から議論。日本からは、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等に限定した課徴金制度の導入、AI 開発等の統計情報等の作成に限定した本人同意を不要とする個人データ等の第三者提供等の特例追加、国境を越えた執行に対応するための最近の個人情報保護に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation : MOC）締結事例について紹介した。

3. 他国データ保護機関との会談

本フォーラムの機会において、清水委員が他国データ保護機関と意見交換を行った。

- シンガポール 個人データ保護委員会 デニス・ウォン委員とのバイ会談
- 韓国 個人情報保護委員会 ソン・ギョンヒ委員長との意見交換

4. コミュニケ

本フォーラムの開催を踏まえて公表されたコミュニケは資料 1-2、その仮訳は資料 1-3 のとおり。

5. 次回会合予定

次回会合（第 66 回）は調整中。

以 上

¹ アジア太平洋地域のデータ保護機関（14 の国・地域（オーストラリア、カナダ、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン、タイ）の 20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催されている。APPA は 1992 年に設立され、当委員会は平成 26 年（2014 年）からオブザーバーとして参加し、平成 28 年（2016 年）に正式メンバーとなった。